

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2022-27635

(P2022-27635A)

(43)公開日 令和4年2月10日(2022.2.10)

(51)国際特許分類	F I	テーマコード(参考)
H 0 4 N 21/232 (2011.01)	H 0 4 N 21/232	5 B 0 8 4
H 0 4 N 21/278 (2011.01)	H 0 4 N 21/278	5 C 1 6 4
G 0 6 F 13/00 (2006.01)	G 0 6 F 13/00	5 4 0 E

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全21頁)

(21)出願番号	特願2021-124382(P2021-124382)	(71)出願人	598138327 株式会社ドワンゴ
(22)出願日	令和3年7月29日(2021.7.29)		東京都中央区銀座四丁目12番15号
(62)分割の表示	特願2020-130619(P2020-130619))の分割	(74)代理人	100108855 弁理士 蔵田 昌俊
原出願日	令和2年7月31日(2020.7.31)	(74)代理人	100103034 弁理士 野河 信久
		(74)代理人	100179062 弁理士 井上 正
		(74)代理人	100153051 弁理士 河野 直樹
		(74)代理人	100199565 弁理士 飯野 茂
		(74)代理人	100162570 弁理士 金子 早苗

最終頁に続く

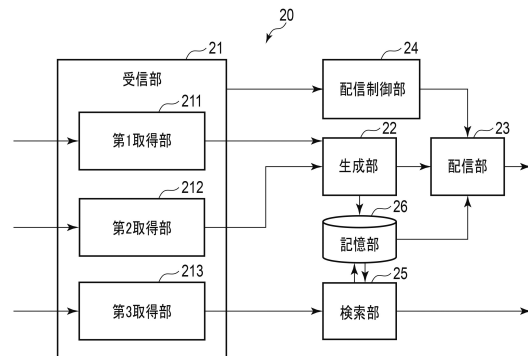
(54)【発明の名称】 コンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システム

(57)【要約】

【課題】 過去に投稿されたコンテンツの中から最新のトレンドワードに合致したものを視聴者に提示可能なコンテンツ配信サーバーを提供する。

【解決手段】 実施形態によるコンテンツ配信サーバー20は、複数のトレンドワードのリストを取得する取得部213と、配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第1文字情報のデータと、配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第2文字情報のデータとを含む配信用データが蓄積された記憶部23と、第1文字情報および第2文字情報の少なくとも一方にトレンドワードが含まれる前記配信用データを検索し、検索された配信用データに基づくコンテンツ情報を送信する検索部25と、を備える。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数のトレンドワードのリストを取得する取得部と、
 配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第 1 文字情報のデータと、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第 2 文字情報のデータとを含む配信データが蓄積された記憶部と、
 前記第 1 文字情報および前記第 2 文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信データを検索し、検索された前記配信データに基づくコンテンツ情報を送信する検索部と、を備えたコンテンツ配信サーバー。

【請求項 2】

前記第 2 文字情報は、タグおよびコメントのうちの少なくともいずれかを含み、
 前記第 1 文字情報は、前記配信データに基づく前記コンテンツの概要を説明するディスクリプションおよび前記コンテンツのタイトルうちの少なくともいずれかを含む、請求項 1 に記載のコンテンツ配信サーバー。

【請求項 3】

請求項 1 又は請求項 2 に記載のコンテンツ配信サーバーと、
 検索プラットフォームサーバーからトレンドワードリストを取得し、
 前記トレンドワードリストに含まれる前記トレンドワードにより検索された前記コンテンツ情報を前記コンテンツ配信サーバーから取得する第 5 取得部と、
 前記コンテンツ情報を用いて、複数の前記トレンドワードごとに関連する前記コンテンツを提示する web ページを生成するサイト生成部と、を備えたキュレーションサイトサーバーと、を備えたコンテンツ配信システム。

【請求項 4】

配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第 1 文字情報のデータと、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第 2 文字情報のデータとを含む配信データを記憶部に蓄積し、
 複数のトレンドワードのリストを取得し、
 前記第 1 文字情報および前記第 2 文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信データを前記記憶部において検索し、検索された前記配信データに基づくコンテンツ情報を外部へ送信する、コンテンツ検索方法。

【請求項 5】

コンピュータを、
 配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第 1 文字情報のデータと、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第 2 文字情報のデータとを含む配信データを記憶部に蓄積する手段と、
 複数のトレンドワードのリストを取得する手段と、
 前記第 1 文字情報および前記第 2 文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信データを前記記憶部において検索し、検索された前記配信データに基づくコンテンツ情報を外部へ送信する手段と、して機能させるコンテンツ検索プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システムに関する。

【背景技術】

【0002】

近年、様々なコンテンツが配信されており、過去に配信されたコンテンツも膨大に蓄積されている。コンテンツの視聴者は、自身の嗜好や興味に合ったコンテンツを探し出して視聴することが出来る。コンテンツ配信サーバーでは、視聴者の過去の閲覧履歴検索履歴、属性等に基づいて、個々の視聴者の嗜好に合わせたコンテンツのレコメンドを行う運用も

10

20

30

40

50

成されている。視聴者にとって、このような運用は、自身の嗜好に合ったコンテンツを自動的に提示してもらえらるため、膨大なコンテンツの中から見たいコンテンツを探し出す手間を省くことができるメリットがある。

【0003】

一方で、個々の視聴者に合わせたレコメンドが行き過ぎると、世の中の最新の動きやトレンドから乖離をした、「自分の好みだけを反映した」コンテンツだけがレコメンドされることとなる。そのため、視聴者の閲覧の範囲が広がらずにマンネリとなり、視聴者にとって、意外性のあるコンテンツ、世の中の最新のトレンドにあったコンテンツと出会う機会が失われてしまう可能性があった。

【0004】

例えば特許文献1には、インターネット上に提供されている話題に関連するキーワードを収集し、インターネット上に提供されているオンライン百科事典から、言い換え表現を含む同義語を抽出して、コンテンツのメタ情報に基づいて該当するコンテンツを抽出して推奨する技術が開示されている。

10

【0005】

また、特許文献2には、インターネットから、検索数が上昇した単語である第1の単語を得て、番組情報及び電子番組表を記憶している番組情報データベースに対して検索を行い、人気上昇している語に関連した放送番組を抽出表示する技術が開示されている。

【0006】

また、特許文献3には、ニュースコンテンツを配信するニュースコンテンツ配信装置とネットワークを介して接続され、ウェブショッピングコンテンツに応じて商品広告の配信を行なう商品広告配信装置が開示されている。特許文献3の商品広告配信装置は、ニュースコンテンツに含まれるテキスト情報から、特徴語を抽出し、商品情報DB(商品名称、商品価格、商品説明、販売主、商品カテゴリ等を含む)を検索して、ニュースに取り上げられることによる広告効果の大きい商品の広告を抽出して、出稿する技術が開示されている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特許第6388506号公報

30

【特許文献2】特許第6028505号公報

【特許文献3】特許第4859892号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

例えば、トレンドワード(今、人気や勢いがある言葉、話題になっているワード)に関連するコンテンツを、投稿されたコンテンツの中から検索する場合には、これらコンテンツに予め付与されたタイトルや抄録などにトレンドワードが含まれているか否かにより検索が実行されることとなる。過去のコンテンツに予め付与されている情報は、「コンテンツの投稿時」の情報であるので、最新のトレンドワードが使用されていない可能性があり、現在のトレンドにふさわしいコンテンツを抽出することが難しかった。

40

【0009】

本発明は上記事情を鑑みて成されたものであって、過去に投稿されたコンテンツの中から最新のトレンドワードに合致したものを視聴者に提示可能なコンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明の第1態様によるコンテンツ配信サーバーは、複数のトレンドワードのリストを取得する取得部と、配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第1文字情報のデータ

50

と、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第2文字情報のデータとを含む配信用データが蓄積された記憶部と、前記第1文字情報および前記第2文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信用データを検索し、検索された前記配信用データに基づくコンテンツ情報を送信する検索部と、を備える。

【0011】

本発明の第2態様によるコンテンツ配信サーバーは、第1態様によるコンテンツ配信サーバーにおいて、前記第2文字情報は、タグおよびコメントのうちの少なくともいずれかを含み、前記第1文字情報は、前記配信用データに基づく前記コンテンツの概要を説明するディスクリプションおよび前記コンテンツのタイトルうちの少なくともいずれかを含む。

10

【0012】

本発明の第3態様によるコンテンツ配信システムは、第1態様又は第2態様によるコンテンツ配信サーバーと、検索プラットフォームサーバーからトレンドワードリストを取得し、前記トレンドワードリストに含まれる前記トレンドワードにより検索された前記コンテンツ情報を前記コンテンツ配信サーバーから取得する第5取得部と、前記コンテンツ情報を用いて、複数の前記トレンドワードごとに関連する前記コンテンツを提示するwebページを生成するサイト生成部と、を備えたキュレーションサイトサーバーと、を備える。

【0013】

本発明の第4態様によるコンテンツ検索方法は、配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第1文字情報のデータと、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第2文字情報のデータとを含む配信用データを記憶部に蓄積し、複数のトレンドワードのリストを取得し、前記第1文字情報および前記第2文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信用データを前記記憶部において検索し、検索された前記配信用データに基づくコンテンツ情報を外部へ送信する。

20

【0014】

本発明の第5態様によるコンテンツ検索プログラムは、コンピュータを、配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第1文字情報のデータと、前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第2文字情報のデータとを含む配信用データを記憶部に蓄積する手段と、複数のトレンドワードのリストを取得する手段と、前記第1文字情報および前記第2文字情報の少なくとも一方に前記トレンドワードが含まれる前記配信用データを前記記憶部において検索し、検索された前記配信用データに基づくコンテンツ情報を外部へ送信する手段と、して機能させる。

30

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、過去に投稿されたコンテンツの中から現時点でのトレンドに合致したものを視聴者に提示可能なコンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システムを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】図1は、実施形態のコンテンツ配信サーバーを含むコンテンツ配信システムの概略的構成を示す図である。

40

【図2】図2は、実施形態のコンテンツ配信サーバーの一構成例を概略的に示すブロック図である。

【図3】図3は、実施形態のコンテンツ配信システムのキュレーションサイトサーバーの一構成例を概略的に示すブロック図である。

【図4】図4は、キュレーションサイトサーバーにて生成されるキュレーションサイトの一構成例を概略的に示す図である。

【図5】図5は、キュレーションサイトサーバーにて生成されるキュレーションサイトの表示例を説明するための図である。

50

【図 6】図 6 は、実施形態のコンテンツ配信サーバーの動作の一例を説明するためのフローチャートである。

【図 7】図 7 は、実施形態のコンテンツ配信システムのキュレーションサイトサーバーの動作の一例を説明するためのフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下に、実施形態のコンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、および、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システムについて、図面を参照して詳細に説明する。

図 1 は、実施形態のコンテンツ配信サーバーを含むコンテンツ配信システムの概略的構成を示す図である。 10

【0018】

コンテンツ配信システムは、コンテンツ配信サーバー 20 と、キュレーションサイトサーバー 30 と、を備えている。コンテンツ配信サーバー 20 は、ネットワークを介して、キュレーションサイトサーバー 30、配信者端末 40、および、視聴者端末 50、60 と通信可能に接続され得る。なお、図 1 では、2 台の視聴者端末 50、60 が図示されているが、視聴者端末 50、60 の数は図示した数に限定されるものではなく、ゼロでもあり得る。

【0019】

配信者端末 40 は、例えばビデオカメラなどの動画ソースに接続可能なコンピュータなどの電子デバイス、例えば、テレビ受像機（インターネットテレビを含む）、PC（Personal Computer）、モバイル端末（例えば、タブレット、スマートフォン、ラップトップ、フィーチャーフォン、ポータブルゲーム機、デジタルミュージックプレイヤー、電子書籍リーダーなど）、VR（Virtual Reality）端末、AR（Augmented Reality）端末などであり得るが、これらに限られない。配信者端末 40 は、例えば、少なくとも 1 つのプロセッサと、プロセッサにより実行されるプログラムが記憶された記憶部と、を備え、ソフトウェアにより又はソフトウェアとハードウェアとの組み合わせにより種々の機能を実現可能に構成されている。 20

【0020】

視聴者端末 50、60 は、コンピュータなどの電子デバイスであって、例えば、テレビ受像機（インターネットテレビを含む）、PC（Personal Computer）、モバイル端末（例えば、タブレット、スマートフォン、ラップトップ、フィーチャーフォン、ポータブルゲーム機、デジタルミュージックプレイヤー、電子書籍リーダーなど）、VR（Virtual Reality）端末、AR（Augmented Reality）端末などであり得るが、これらに限られない。 30

【0021】

視聴者端末 50、60 は、例えば、少なくとも 1 つのプロセッサと、プロセッサにより実行されるプログラムが記録されたメモリと、を備え、ソフトウェアにより又はソフトウェアとハードウェアとの組み合わせにより種々の機能を実現可能に構成されている。

視聴者端末 50、60 は、コンテンツ配信サーバー 20 からテキストデータや、動画データなどのコンテンツデータ（第 2 配信用データ）を受信し、図示しない表示手段や音響手段などにより視聴者へコンテンツを提示することが可能である。 40

【0022】

検索プラットフォームサーバー 10 は、例えば、種々の機能を実現するプログラムを実行するプロセッサおよびプログラムを格納したメモリと、を備え得る。プロセッサは、典型的には CPU（Central Processing Unit）および/または GPU（Graphics Processing Unit）であるが、マイコン、FPGA（Field Programmable Gate Array）、または DSP（Digital Signal Processor）、などであってもよい。また、メモリは、コンテンツ配信サーバーの動作を実現するためにプロセッサによって実行されるプログラムおよび当該プロセッサによって使用されるデータなどを一時的に格納する。 50

【 0 0 2 3 】

検索プラットフォームサーバ 10 は、例えばインターネット上に存在する情報を検索する検索サイトを提供する機能を備えている。検索プラットフォームサーバ 10 は、例えば、検索サイトにて検索されているワードの履歴を蓄積し、検索されているワードの履歴から、現在の（例えば時間単位や日単位において）検索数が多い順に並べたトレンドワードのランキングのリストデータや、現在の（例えば時間単位や日単位において）検索数が伸びている順に並べたトレンドワードのランキングのリストデータなどを、提供することが可能である。

【 0 0 2 4 】

図 2 は、実施形態のコンテンツ配信サーバの一構成例を概略的に示すブロック図である 10

コンテンツ配信サーバ 20 は、第 1 取得部 211、第 2 取得部 212、および、第 3 取得部 213 を含む受信部 21 と、生成部 22 と、配信部 23 と、配信制御部 24 と、検索部 25 と、記憶部 26 と、を備えている。コンテンツ配信サーバ 20 は、更に、ネットワークに接続可能な通信部（図示せず）を備え得る。

【 0 0 2 5 】

コンテンツ配信サーバ 20 は、例えば、上記構成の機能を実現するプログラムを実行するプロセッサおよびプログラムを格納したメモリと、を備え得る。プロセッサは、典型的には CPU (Central Processing Unit) および / または GPU (Graphics Processing Unit) であるが、マイコン、FPGA (Field Programmable Gate Array) 20、または DSP (Digital Signal Processor)、などであってもよい。また、メモリは、コンテンツ配信サーバの動作を実現するためにプロセッサによって実行されるプログラムおよび当該プロセッサによって使用されるデータなどを一時的に格納する。

【 0 0 2 6 】

記憶部 26 は、大容量のデータを蓄積する手段であって、上述のメモリを含んでいても構わない。記憶部 26 は、コンテンツ配信サーバ 20 に内蔵されてもよいし、コンテンツ配信サーバ 20 に外付けされてもよい。記憶部 26 は、例えば、HDD (Hard Disk Drive)、SSD (Solid State Drive) などの不揮発性記憶媒体を含み得る。

【 0 0 2 7 】

受信部 21 は、ネットワークを介して、配信者端末 40、視聴者端末 50、60、および 30、キュレーションサイトサーバ 30 と、通信可能であり、第 1 取得部 211、第 2 取得部 212 および第 3 取得部 213 を含み得る。

【 0 0 2 8 】

例えば、受信部 21 は、配信者端末 40 から第 1 配信用データを受信したり、視聴者端末 50、60 からの配信要求を受信したりする。受信部 21 は、視聴者端末 50、60 からの配信要求を、後述するキュレーションサイトサーバ 30 を介して受信することも可能である。受信部 21 は、視聴者端末 50、60 から受信した配信要求を配信制御部 24 へ送信する。視聴者端末 50、60 からの配信要求は、視聴者又は視聴者端末 50、60 の識別情報と、コンテンツの識別情報とを含み得る。

【 0 0 2 9 】

第 1 取得部 211 は、ネットワークを介して配信者端末 40 から投稿された第 1 配信用データを受信可能である。第 1 配信用データは、逐次送信されるリアルタイム動画データであってもよく、編集済みの動画データであってもよく、テキストデータや静止画データであってもよく、これらを組み合わせたデータであってもよい。また、第 1 配信用データは、配信者端末 40 から投稿されたコンテンツに関連する情報、すなわち、コンテンツのタイトルやコンテンツの概要説明であるディスクリプションなどの文字情報（第 1 文字情報）、配信者の識別情報、コンテンツの識別情報、コンテンツ投稿日時情報などの情報を含み得る。

【 0 0 3 0 】

また、第 1 取得部 211 は、ネットワークを介して配信者端末 40 から第 1 配信用データ 50

の更新情報を受信可能である。第1配信用データの更新情報は、例えば、第1配信用データの修正されたタイトルの文字情報や、修正されたディスクリプションの文字情報や、配信者の識別情報や、コンテンツの識別情報や、更新情報投稿日時情報などの情報を含み得る。第1取得部211は、受信した第1配信用データおよび更新情報を生成部22へ送信する。

【0031】

第2取得部212は、視聴者端末50、60から、コンテンツに対応する入力情報を受信可能である。具体的には、第2取得部212が視聴者端末50、60から受信する入力情報は、視聴又は閲覧しているコンテンツの識別情報や、視聴者がコンテンツの視聴又は閲覧中に入力したコメント情報やタグ情報等を含む文字(テキスト)情報(第2文字情報)と、第2文字情報を投稿した日時情報と、を含み得る。視聴者が視聴するコンテンツが動画コンテンツである場合には、入力情報に含まれるコメント情報は、視聴者が入力した文字(テキスト)情報と、視聴者が投稿を行った再生時間(コンテンツの先頭から計測した時間の情報)と、を含んでいる。第2取得部212は、受信した入力情報を生成部22へ送信する。

10

【0032】

第3取得部213は、キュレーションサイトサーバー30から、検索性ワードリストを受信可能である。検索性ワードリストは、後述のキュレーションサイトサーバー30において、トレンドワードリストから生成された検索性ワードのリストであって、複数のトレンドワードのリストを含む。検索性ワードリストおよびトレンドワードリストについては、キュレーションサイトサーバー30の構成とともに後に説明する。第3取得部213は、受信した検索性ワードリストを検索部25へ送信する。

20

【0033】

配信制御部24は、コンテンツの配信の動作を制御する。配信制御部24は、視聴者端末50、60による配信要求を受信部21から受け取り、視聴者端末50、60へコンテンツが配信されるように配信部23を制御する。

【0034】

例えばリアルタイムの動画データを配信するときには、配信制御部24は、図示しない時計を含み、時計から得られる時間情報と、コンテンツのリアルタイム配信に割り当てられた時間枠とを比較し、コンテンツのリアルタイム配信の開始および終了を管理してもよい。また配信制御部24は、第1配信用データが受信されたことによりリアルタイムでコンテンツの配信を開始し、第1配信用データが終了したことによりコンテンツの配信を終了するように、リアルタイム配信の開始および終了を管理してもよい。

30

【0035】

生成部22は、第1取得部211から第1配信用データおよび更新情報を受け取り、第2取得部212から視聴者端末50、60の入力情報を受け取る。

生成部22は、第1配信用データに、例えば視聴者端末50、60から入力された入力情報に基づくコメントが重畳されるように、第2配信用データを生成することが出来る。生成部22は、例えば、アルファブレンド、ピクチャーインピクチャーなどの公知の技法を用いて、第1配信用データの画像にコメントの文字等を合成して第2配信用データを生成してもよい。また、生成部22は、視聴者端末50、60にて第1配信用データの画像にコメントの文字等を合成可能となるように、第2配信用データを生成してもよい。生成部22は、生成した第2配信用データを配信部23へ送信する。

40

【0036】

生成部22は、例えば、第1配信用データが動画データや静止画データであるときには、再生画像の一部または全部をリサイズして、または画面の一部をトリミングして入力情報と合成してもよいし、再生画像の一部が露出し、残部が隠れるように入力情報と合成してもよい。また、生成部22は、視聴者端末50、60からの配信要求に応じて複数の第2配信用データを切り替えて配信可能とするために、表示する画像が異なる複数の第2配信用データを生成して配信部23へ送信してもよい。

50

【 0 0 3 7 】

また、生成部 2 2 は、生成した第 2 配信用データを記憶部 2 6 へ記憶する。第 2 配信用データは、例えば、第 1 配信用データ（第 1 文字情報のデータを含む）と、第 1 配信用データに関連付けられた入力情報（第 2 文字情報を含む）のデータと、を含む状態で記憶部 2 6 に記憶される。このとき、第 2 配信用データは、記憶部 2 6 に記憶された日時情報と関連付けられる。

【 0 0 3 8 】

また、生成部 2 2 は、記憶部 2 6 に記憶されている第 2 配信用データに基づくコンテンツに対して、新たな入力情報を受け取ったときには、受け取った入力情報に含まれるコンテンツ識別情報に対応する第 1 配信用データに関連付けて、入力情報を記憶部 2 6 に記憶する。このとき、生成部 2 2 は、入力情報を記憶した日時情報と第 2 配信用データとを関連付けて記憶部 2 6 に記憶することができる。

10

【 0 0 3 9 】

生成部 2 2 は、第 2 取得部 2 1 2 から第 1 配信用データの更新情報を受け取ったときには、記憶部 2 6 に記憶された第 2 配信用データの中から、更新情報に含まれるコンテンツ識別情報に対応する第 1 配信用データのタイトルやディスクリプションの文字情報（第 1 文字情報）を、更新情報により更新することができる。なお、生成部 2 2 は、第 1 配信用データを更新する際に、更新前のタイトルやディスクリプションの情報に上書きするように第 1 配信用データを更新してもよく、更新前のタイトルやディスクリプションを履歴として残して第 1 配信用データを更新してもよい。すなわち、更新後の第 1 文字情報は、配信者端末 4 0 から投稿された更新情報を含む。生成部 2 2 は、第 1 文字情報を更新したときに、第 1 配信用データに更新日時情報を関連付けて記憶部 2 6 へ記憶させることができる。

20

【 0 0 4 0 】

配信部 2 3 は、ネットワークと通信可能に接続し、生成部 2 2 からの第 2 配信用データを受け取り、又は、記憶部 2 6 から第 2 配信用データを読み出して、配信要求を受けた視聴者端末 5 0、6 0 へ配信することができる。配信部 2 3 は、例えば第 2 配信用データの配信先などを配信制御部 2 4 によって制御される。配信制御部 2 4 は、第 2 配信用データを配信した際に、当該第 2 配信用データが配信された回数の情報を第 2 配信用データに関連付けて記憶部 2 6 に記憶させてもよい。

30

【 0 0 4 1 】

なお、配信部 2 3 は、配信済みの第 2 配信用データを直ちに破棄してもよいが、例えばリプレイまたはスローモーション再生を可能とするために所定期間バッファリングしていてもよい。

【 0 0 4 2 】

配信された第 2 配信用データにより、入力情報と第 1 配信用データとは、視聴者端末 5 0、6 0 において合成されて表示され得る。生成部 2 2 にて第 1 配信用データと、入力情報とを予め合成してから、配信部 2 3 より視聴者端末に配信されても構わない。

【 0 0 4 3 】

検索部 2 5 は、第 3 取得部 2 1 3 から検索用ワードリストを受け取り、検索用ワードリストに含まれるトレンドワードに関連する第 2 配信用データを、記憶部 2 6 において検索し、検索された第 2 配信用データに基づくコンテンツ情報をキュレーションサイトサーバー 3 0 へ送信する。例えば、検索部 2 5 は、第 1 文字情報（コンテンツのタイトルやディスクリプションなど）および第 2 文字情報（コメントやタグなど）の少なくとも一方に、トレンドワードが含まれる第 2 配信用データを検索し、検索された第 2 配信用データに基づくコンテンツ情報をキュレーションサイトサーバー 3 0 へ送信する。コンテンツ情報は、少なくともトレンドワード（若しくはトレンドワードの識別情報）に関連付けられたコンテンツ識別情報を含み、例えば、検索された複数の第 2 配信用データの少なくとも一部を含んでいてもよく、検索された複数の第 2 配信用データの少なくとも一部を編集したデータを含んでいてもよい。

40

50

【 0 0 4 4 】

検索部 25 は、例えば、検索された第 2 配信用データの第 1 配信用データに含まれる動画データを用いてサムネイルを生成し、生成したサムネイルを含むコンテンツ情報をキュレーションサイトサーバー 30 へ送信してもよい。このとき、例えば、第 2 配信用データの入力情報に含まれるコメントの中に、検索に用いたトレンドワードがあるときには、検索部 25 は、トレンドワードを含むコメントが投稿された再生時間に対応するフレームおよびその前後の複数のフレームを含む動画データの一部を用いてサムネイルを生成してもよい。

【 0 0 4 5 】

検索部 25 は、例えば、検索された第 2 配信用データに含まれる情報のうち、後述するキュレーションサイトに用いられる情報のみをコンテンツ情報に含めればよい。例えば、検索された第 2 配信用データが動画データを含む場合には、動画データをタイトル画面のみの情報としてコンテンツ情報に含めてもよい。例えば、検索された第 2 配信用データがニュースやコラムなどの文字情報を含む場合には、ニュースやコラムをタイトルやディスクリプションや配信者（著者）のみの情報としてコンテンツ情報に含めてもよい。

10

【 0 0 4 6 】

検索部 25 は、検索された第 2 配信用データのうちで新しい情報を含むものをコンテンツ情報としてキュレーションサイトサーバー 30 へ送信してもよい。検索部 25 は、例えば検索された第 2 配信用データの中から、第 1 配信用データの投稿日時情報および更新日時情報や第 2 文字情報の投稿日時情報がより新しいものをコンテンツ情報に含めてもよい。このことにより、トレンドワードリスト生成時において、トレンドワードと同じワードで意味が異なる用語を含むコンテンツが検索結果に含まれることを抑制することが出来る。

20

【 0 0 4 7 】

検索部 25 は、検索された第 2 配信用データの中で、コメントやタグの投稿数が多いものや、配信された回数が多いものや、総視聴時間が長いものを優先してコンテンツ情報に含めてもよい。検索部 25 は、例えば、コメントやタグの投稿数が多い順に順位を付した第 2 配信用データをコンテンツ情報に含めてもよい。

【 0 0 4 8 】

また、検索部 25 は、例えば、記憶部 26 に記憶されている第 2 配信用データの中から、現時点から遡って所定期間に新たに投稿又は更新された第 2 配信用データや、新たな入力情報が投稿されている第 2 配信用データを、検索対象としてもよい。このことにより、トレンドワードリスト生成時において、トレンドワードと同じワードで意味が異なる用語を含むコンテンツが検索結果に含まれることを抑制することが出来る。

30

【 0 0 4 9 】

また、検索部 25 は、例えば、検索結果を用いた分析を行ってもよい。例えば、検索部 25 は、検索性ワードリストに含まれるトレンドワードにより関連する第 2 配信用データを記憶部 26 にて検索し、検索結果において、トレンドワードを含む第 1 文字情報又は第 2 文字情報が投稿された日時情報を用いて、投稿数の時系列データを生成する。検索部 25 は、投稿数が所定の閾値以上の割合で伸びていることや、現時点から遡って所定期間における投稿数が過去の投稿数に対して所定の閾値以上増えたなどの条件を満たしている場合に、検索に用いたトレンドワードに対するコンテンツ情報を、キュレーションサイトサーバー 30 へ送信してもよい。このことにより、現在のトレンドの状況がコンテンツに反映されているトレンドワードについて、キュレーションサイトサーバー 30 へコンテンツ情報を提供することが可能である。

40

【 0 0 5 0 】

また、検索部 25 は、検索された第 2 配信用データのタグ情報やコンテンツ情報に含まれるワードや、配信者の識別情報などの第 1 文字情報を分析し、検索結果の第 2 配信用データに関連する第 2 配信用データを更に検索することが可能である。検索部 25 は、更なる検索により得られた第 2 配信用データ（若しくは編集後の第 2 配信用データ）の少なくとも一部を含む第 2 コンテンツ情報を、コンテンツ情報とともにキュレーションサイトサー

50

パー 30 へ送信してもよい。

【 0051 】

図 3 は、実施形態のコンテンツ配信システムのキュレーションサイトサーバーの一構成例を概略的に示すブロック図である。

キュレーションサイトサーバー 30 は、第 4 取得部 31 と、第 5 取得部 32 と、第 6 取得部 33 と、キュレーションサイト生成部 34 と、アップロード部 35 と、を備えている。

【 0052 】

第 4 取得部 31 は、検索プラットフォームサーバー 10 から最新のトレンドワードリストを受信することができる。第 4 取得部 31 は、検索プラットフォームサーバー 10 から所定の時間毎に最新のトレンドワードリストを受信してもよく、毎日特定の時刻（一又は複数回）に最新のトレンドワードリストを受信してもよい。第 4 取得部 31 は、受信したトレンドワードリストを第 5 取得部 32 へ送信する。

10

【 0053 】

検索プラットフォームサーバー 10 から受け取るトレンドワードリストは、例えば、所定期間において検索された件数の多い順に検索ワードを並べたリストであって、第 4 取得部 31 は、複数の期間（例えば、1 時間、1 日、1 週間、1 カ月など）におけるトレンドワードリストを受信することが出来る。検索数が多い検索ワードのリストにより、広く関心の高いワードのリストをトレンドワードとして取得することができる。

【 0054 】

また、検索プラットフォームサーバー 10 から受け取るトレンドワードリストは、例えば、現在（トレンドワードリスト生成時）から遡って所定期間において、検索された件数の伸びが大きい順に検索ワードを並べたリストであってもよい。短期間に検索数が伸びている検索ワードのリストにより、注目度が高いワードのリストをトレンドワードとして取得することができる。

20

【 0055 】

第 5 取得部 32 は、第 4 取得部 31 から受け取ったトレンドワードリストの少なくとも一部を含む検索性ワードリストをコンテンツ配信サーバー 20 へ送信する。第 5 取得部 32 は、トレンドワードリストのうちの、例えば上位から複数のトレンドワードを少なくとも含む検索性ワードリストを生成する。

【 0056 】

また、第 5 取得部 32 は、送信した検索性ワードに含まれるトレンドワードにより検索された第 2 配信用データに基づくコンテンツ情報を、コンテンツ配信サーバー 20 から受信する。また、コンテンツ情報とともに第 2 コンテンツ情報が送信される場合には、第 5 取得部 32 は、コンテンツ情報と合わせて第 2 コンテンツ情報も受信する。第 5 取得部 32 は、受信したコンテンツ情報および第 2 コンテンツ情報を、キュレーションサイト生成部 34 へ送信する。

30

【 0057 】

第 6 取得部 33 は、視聴者端末 50、60 からの配信要求を受信可能である。視聴者端末 50、60 からの配信要求は、視聴者端末 50、60 の識別情報と、配信を要求するコンテンツの識別情報とを含む。第 6 取得部 33 は、受信した配信要求をコンテンツ配信サーバー 20 へ送信する。

40

【 0058 】

キュレーションサイト生成部 34 は、第 5 取得部 32 から受け取ったコンテンツ情報を用いて、検索に用いられたトレンドワードごとに、関連するコンテンツを提示するためのキュレーションサイト（web ページ）を生成する。キュレーションサイト生成部 34 は、生成したキュレーションサイトのデータをアップロード部 35 へ送信する。アップロード部 35 は、受け取ったキュレーションサイトのデータをネットワーク上にアップロードして、ネットワークを介して閲覧可能とする。

【 0059 】

図 4 は、キュレーションサイトサーバーにて生成されるキュレーションサイトの一構成例

50

を概略的に示す図である。

図 4 に示すキュレーションサイトは、例えば、トップページ P T と、トレンド 1 位のワードに関連するコンテンツを提示するための第 1 ページ P 1 と、トレンド 2 位のワードに関連するコンテンツを提示するための第 2 ページ P 2 と、トレンド 3 位のワードに関連するコンテンツを提示するための第 3 ページ P 3 と、を備えている。なお、キュレーションサイト生成部 3 4 は、検索に用いられたトレンドワードの数に応じて、トレンドワードに関連するコンテンツを提示するためのページの数を変更することが出来る。

第 1 ページ P 1、第 2 ページ P 2、および、第 3 ページ P 3 は、少なくともトップページ P T に関連付けられている。

【 0 0 6 0 】

図 5 は、キュレーションサイトサーバーにて生成されるキュレーションサイトの表示例を説明するための図である。

キュレーションサイトのトップページ P T には、検索に用いたトレンドワードのリストが表示されている。トップページ P T に表示されるトレンドワードのエリアそれぞれは、関連するコンテンツを提示するページへリンクする機能（エリアに埋め込まれたリンク先の情報）を備えている。例えば、キュレーションサイトを閲覧する視聴者端末 5 0、6 0 において、視聴者又は閲覧者がトップページ P T に表示されたいずれかのトレンドワードを選択する（例えばクリック又は接触する）と、画面の表示が当該トレンドワードに関連するコンテンツを提示するページに切り替わる。また、キュレーションサイトには、それぞれのページを表示させるタブが設けられており、視聴者端末 5 0、6 0 において視聴者がタブを選択することにより、画面に表示されるページを切り替えることも可能である。

【 0 0 6 1 】

トレンドワードに関連するコンテンツを提示するページは、例えば、トレンド 1 位のワードに関連するコンテンツを提示するページ P 1、トレンド 2 位のワードに関連するコンテンツを提示するページ P 2、および、トレンド 3 位のワードに関連するコンテンツを提示するページ P 3 を備え、トレンド 4 位以降のワードが有る場合には新たにページが追加される。例えば、キュレーションサイトを閲覧する視聴者端末 5 0、6 0 において、視聴者又は閲覧者がページ P 1 に表示されたいずれかのコンテンツを選択する（例えばクリック又は接触する）と、コンテンツが提示されたエリアに埋め込まれたリンク先の情報に基づいて、リンク先のページ（例えばコンテンツ配信サイトにおける選択したコンテンツのページ）がブラウザに表示される。

【 0 0 6 2 】

キュレーションサイト生成部 3 4 は、キュレーションサイトにおいて、検索結果が例えばコンテンツの種類ごとに分類されて表示されるように、web ページを作成してもよい。例えば、ニュースやコラムなどのタイトルや画像などが表示されるエリアと、動画データのタイトルやディスクリプションとともにサムネイルが表示されるエリアと、をそれぞれ設けてもよい。

【 0 0 6 3 】

また、キュレーションサイト生成部 3 4 は、検索結果のなかで例えば入力されたコメントが多いコンテンツの情報を画面の上部で大きく表示するように web ページを作成してもよい。多くのコメントが入力されているコンテンツは注目度の高いコンテンツであるので、トレンドワードに関連する注目のコンテンツを閲覧者へ提示することが可能となる。

【 0 0 6 4 】

また、キュレーションサイト生成部 3 4 は、コンテンツ情報とともに第 2 コンテンツ情報を受け取った場合には、トレンドワードに関連するコンテンツを表示するエリアの近傍に、例えば共通のタグ情報を有するコンテンツや、共通の配信者により投稿されたコンテンツなどの情報を表示することができる。

【 0 0 6 5 】

上記のように、本実施形態のコンテンツ配信サーバーおよびコンテンツ配信システムによれば、検索用ワードリストに含まれるトレンドワードにてコンテンツを検索する際に、コ

10

20

30

40

50

コンテンツの投稿後に入力されたタグやコメントなどの文字情報や、投稿後に修正可能であるコンテンツのタイトルやディスクリプションなどの文字情報にトレンドワードが含まれるものが検索されるため、トレンドワードに関連する過去のコンテンツも検索することが可能となる。このことにより、トレンドワードに関連する過去のコンテンツもキュレーションサイトの閲覧者に提示可能となる。

上記検索結果に基づくキュレーションサイトを閲覧することにより、視聴者及び閲覧者の閲覧の範囲が広がらずにマンネリとなることを回避し、視聴者および閲覧者にとって意外性のあるコンテンツや、世の中の最新のトレンドにあったコンテンツに出会う機会を提供することができる。

【0066】

次に、上述したコンテンツ配信サーバー20の動作の一例について説明する。

図6は、実施形態のコンテンツ配信サーバーの動作の一例を説明するためのフローチャートである。ここでは、配信者端末40から投稿されたコンテンツを視聴者端末50にて視聴し、視聴者端末50から入力情報が投稿される場合を一例として説明する。

コンテンツ配信サーバー20の第1取得部211は、配信者端末40から投稿されたコンテンツの第1配信用データを受信し、生成部22へ送信する。

コンテンツ配信サーバー20の第2取得部211は、コンテンツを視聴する視聴者端末50から入力されたコメントやタグなどの入力情報を受信し、生成部22へ送信する。

【0067】

生成部22は、第1取得部211から受け取った第1配信用データ（配信者端末から投稿されたコンテンツに関連する第1文字情報のデータを含む）に、第2取得部211から受け取った入力情報（前記配信者端末からの投稿時以降に前記コンテンツを視聴する視聴者端末から投稿された第2文字情報のデータを含む）を関連付けた第2配信用データを記憶部26に蓄積する（ステップSA1）。このとき生成部22は、第2配信用データ配信部23へ送信することも可能である。

【0068】

コンテンツ配信サーバー20の第3取得部213は、キュレーションサイトサーバー30から、検索性ワードリストを受信し、検索性ワードリストを検索部25へ送信する（ステップSA2）。

【0069】

検索部25は、検索性ワードリストに含まれるトレンドワードに関連する第2配信用データを記憶部において検索し、検索された第2配信用データに基づくコンテンツ情報をキュレーションサイトサーバー30へ送信する（ステップSA3）。すなわち、検索部25は、第1文字情報（コンテンツのタイトルやディスクリプションなど）および第2文字情報（コメントやタグなど）の少なくとも一方に、トレンドワードが含まれる第2配信用データを検索し、検索された第2配信用データに基づくコンテンツ情報をキュレーションサイトサーバー30へ送信する。

【0070】

次に、上述のキュレーションサイトサーバー30の動作の一例について説明する。

図7は、実施形態のコンテンツ配信システムのキュレーションサイトサーバーの動作の一例を説明するためのフローチャートである。

【0071】

キュレーションサイトサーバー30の第4取得部31は、検索プラットフォームサーバー10から最新のトレンドワードリストを取得し、トレンドワードリストを第5取得部32へ送信する（ステップSB1）。

【0072】

第5取得部32は、受け取ったトレンドワードリストに含まれる少なくとも一部のトレンドワードを検索性ワードリストとして、検索性ワードリストに含まれるトレンドワードに関連するコンテンツ情報をコンテンツ配信サーバー20から取得する（ステップSB2）。

第5取得部32は、取得したコンテンツ情報をキュレーションサイト生成部34へ送信

10

20

30

40

50

する。

【0073】

キュレーションサイト生成部34は、受け取ったコンテンツ情報を用いて、キュレーションサイトのwebページのデータを生成し、アップロード部35へ送信する(ステップS B3)。アップロード部35は、受け取ったwebページのデータをネットワーク上にアップロードして、閲覧可能な状態とする。

【0074】

例えば視聴者端末60にて、キュレーションサイトを閲覧しているときに、webページに表示されたコンテンツを選択(クリック又は接触)すると、選択されたコンテンツの配信要求が視聴者端末60からキュレーションサイトサーバー30へ送信される。配信要求には、例えば、選択されたコンテンツの識別情報と視聴者端末60の識別情報とが含まれる。

10

【0075】

キュレーションサイトサーバー30の第6取得部33は、視聴者端末60から送信された配信要求を受信し、コンテンツ配信サーバー20へ配信要求を送信する。配信要求を受け取ったコンテンツ配信サーバー20は、選択されたコンテンツを視聴者端末60に配信する。このように、キュレーションサイトにて閲覧者に提示されたコンテンツを選択することにより、閲覧者は最新のトレンドワードに合致したコンテンツを視聴することが可能となる。

【0076】

上記のように、本実施形態によれば、過去に投稿されたコンテンツの中から最新のトレンドワードに合致したものを視聴者に提示可能なコンテンツ配信サーバー、コンテンツ検索方法、コンテンツ検索プログラム、および、コンテンツ配信システムを提供することができる。

20

【0077】

なお、上述の実施形態では、コンテンツ配信サーバーとキュレーションサイトサーバーとは別の構成として説明したが、コンテンツ配信サーバーがキュレーションサイトサーバーの機能を一部又は全部を備えていてもよい。その場合であっても上述の実施形態と同様の効果を得ることができる。

【0078】

また、検索プラットフォームサーバー10の少なくとも一部の機能は、例えば、キュレーションサイトサーバー30に含まれていてもよい。その場合には、キュレーションサイトサーバー30が備える機能により、トレンドワードのリストデータを取得することが可能である。また、検索プラットフォームサーバーの少なくとも一部の機能は、例えば、動画配信サーバー20に含まれていてもよい。その場合には、動画配信サーバー20は、動画配信サーバー20の機能によりトレンドワードのリストデータを取得し、周期的に若しくは要求に応じて、検索結果をキュレーションサイトサーバー30へ送信することが出来る。

30

【0079】

本発明に係る実施態様として、先に説明をした各態様とは異なる態様を以下に説明する。これら各態様はそれぞれ単独で実施することが可能であるし、あるいは先に説明をした本発明の各態様と組み合わせて実施してもよい。いずれの場合もすべて本発明が包含する。

40

【0080】

〔キュレーションサイト運用者の任意性と、広告表示を行う態様〕

キュレーションサイトサーバー30は、コンテンツ配信サーバー20を運営する運営者が自前で運営を行うサーバーでも構わないし、あるいは、コンテンツ配信サーバー20を運用する運用者が関与をしない外部のサーバーを利用してもかまわない。もしもコンテンツ配信サーバー20を運用する運用者がみずから、キュレーションサイトサーバー30を運用する場合には、ユーザーは、このキュレーションサイトサーバー30の表示内容を参照して、現在のトレンドワードを使用したコンテンツが、同じ運用者が運用するコンテンツ

50

配信サービスが提供していることを知り、表示リストをクリックするなどしてそのコンテンツを閲覧するよう動作するので、このコンテンツ配信サービスの閲覧率が上昇し、この運用者は事業上のメリットを享受できる。

【 0 0 8 1 】

それとは異なり、キュレーションサイトサーバー 30 が、ユーザーを閲覧誘導しようとする先のコンテンツ配信サービスを運用する運用者以外により、運用される場合、キュレーションサイトの運用者は、キュレーションサイトの表示画面に表示されたバナー広告などによる広告収入を得られるメリットがあり、その他、種々のメリットを享受できる。上記の広告は任意のランダムな広告を表示してもよいが、トレンドワードに関連した広告、あるいはトレンドワードで検索ヒットしたコンテンツに関連した広告をキュレーションサイトの表示画面に表示すれば広告効果が高まり、キュレーションサイトの運用者はより大きな事業上のメリット、例えば大きな広告収入を得ることが可能となる。閲覧誘導しようとする先のコンテンツ配信サイトの利用者数が多い場合、キュレーションサイトの閲覧者数も多くなると考えられるので、メリットが大きい。

10

例えば、トレンドワードが「将棋棋聖戦」である場合、キュレーションサイトに表示を行う広告として、コンピュータ用将棋ソフト、将棋盤や将棋の駒など将棋用品、あるいは過去の棋聖戦を解説した書籍や、将棋の戦法を教示する書籍などであれば、閲覧をするユーザーのニーズと合致し、広告のヒット数（バナー広告をクリックして広告の内容が閲覧される数）が上昇する可能性がある。

【 0 0 8 2 】

そのために、コンテンツ配信サーバー 20 においてトレンドワードを用いてコンテンツを検索したのと同様に、予め各広告データには文字情報などとして種々の情報、例えばタイトルや抄録やディスクリプション、広告に俳優やタレントが登場するのであればそれらの芸名等を含めるようにし、トレンドワードでそれらの情報を検索して、表示した場合にユーザーがヒットする確率が高くなる広告を選択抽出して表示するように構成することが考えられる。なお、もちろん、コンテンツ配信サービスの運用者がみずからキュレーションサイトを運用する場合に、キュレーションサイトの表示画面中に広告を表示して、先に説明した広告収入などのメリット享受すること可能である。

20

【 0 0 8 3 】

〔 閲覧誘導する先のコンテンツ配信サービスを複数から選択する 〕

30

本発明は典型的には、キュレーションサイトを閲覧したユーザーを、特定のコンテンツ配信サイトへ閲覧誘導するものであるが、コンテンツ配信サービスは、現在多数が存在する。動画コンテンツを、主に有料会員向けに配信するサービスとして、例えば「U-NEXT」(https://www.video.unext.jp/lp/ppd_contents_h?cid=D33139&utm_medium=a_n&utm_campaign=a_n&adid=VC1&ITRACK_INFO=088581672402766126200722132253&utm_source=vc&vcptn=AAABc3aw7TIIzv1lytqoGMC1)、「Hulu」(https://www.hulu.jp/?cmp=347&utm_medium=cpa&utm_source=vc&utm_content=non&utm_term=affiliate&utm_campaign=JP_DM_Affiliate_Vc_non&waad=dIgz8bv&vc_lpp=MSY5NTE4YzBIYjkzJjVmMTg0YmZhJjJhYTI0MiY1ZjNmZDhmYSZBQUFCYzNib3INUmXadjFseXRxb0dNTDMmNAIBQUFCYzNib3INUmXadjFseXRxb0dNTDMJMDg4NTI4NDU2MzAyNTMwMDY5MjMjAwNzlyMTQyMzU0CQlodHRwczovL21hZy5hcHAtdG12LmpwL2FyY2hpdmUvODM4MDUvCQ)、「Netflix」(<https://www.netflix.com/jp/>)、あるいは「Amazonプライム・ビデオ」(https://www.amazon.co.jp/Prime-Video/b/ref=as_li_ss_tl?node=3535604051&linkCode=sl2&tag=appliv-topics-22&linkId=67994ef7b61951c90ac8090cb07c8aec&language=ja_JP)が挙げられ、その他にも多数存在する。

40

これら有料会員向けのコンテンツ配信サービスは、先に説明したような、本発明において検索の対象とする情報である、コメント、タグ、あるいはディスクリプション等をコンテ

50

コンテンツのアップロード後にユーザーである視聴者が投稿できる機能を、現時点では必ずしも有してはいないが、これら配信サービスは機能の追加がしばしば行われているので、例えばある作品を感想をユーザーがこの配信サイトに投稿して各ユーザー間で共有できる「クチコミ」機能が付加されるなどして、本発明の実施が可能となることも考えら得る。この場合、これら「クチコミ」機能あるいは他の、ユーザーが投稿した情報を検索対象としてもよい。

【0084】

また、ユーザーが自分が作成したコンテンツをアップロードして、以後、他のユーザーからの閲覧に供する投稿動画サイトとして、例えば、「YouTube（登録商標）」(<https://www.youtube.com/>)、「ニコニコ動画」(<https://www.nicovideo.jp/>)、「哔哩哔哩 (bilibili) 」(<https://www.bilibili.com/>)、あるいは「パンドラTV」(<http://jp.pandora.tv/>) など多数が存在する。

10

これら投稿動画サイトの多くは、ユーザーが文章を投稿してコンテンツの表示画面内あるいは表示画面外に表示し、各ユーザーが閲覧できるようにするコメント機能を備えており、ユーザーにより投稿された文章の情報などを検索することにより、本発明の各実施形態によれば、トレンドワードに合致したコンテンツをリスト表示してユーザーを閲覧誘導することが可能となる。

20

【0085】

ところで、先に説明をした有料会員向けコンテンツ配信サービスは、有料会員でなければそのサービスのコンテンツを閲覧することができない。また、同じく先に説明をした投稿動画サイトは、それぞれのサイトが、ユーザー層やコンテンツの分野などに特色があり、ユーザーは特定の投稿動画サイトを選んで閲覧を行う可能性があると考えられる。つまり、コンテンツを閲覧しようとするユーザーは会員であるかなどの事情や自分の好みなどから、特定のサイトを選んでそのサイトのコンテンツを閲覧しようとする場合が考えられる。

そこで、本発明の一実施態様として、先に説明をしたキュレーションサイトは、特定のコンテンツ配信サービス向けに特化させて、そのコンテンツ配信サービス専用のキュレーションサービスを行う方法がある。例えば、キュレーションサイトサーバー30は、ニコニコ動画専用のキュレーションサイトを立ち上げて、トレンドワードで検索されてリストアップされるコンテンツを、ニコニコ動画の投稿動画に限るように当該キュレーションサイトを構成することができる。

30

【0086】

あるいは他の実施態様として、キュレーションサイトサーバー30は、複数のコンテンツ配信サービスのコンテンツに対応したキュレーションサイトとするように構成をしてもよい。この態様では、最初に、ユーザーの好みや入会の状況に関わらず、キュレーションサイトが表示可能なすべてのサイトのコンテンツをリストとして表示し、ユーザーは自分の好みに合ったサイトのコンテンツを選んだり、あるいは自分が有料会員となっているので閲覧が可能であるサイトのコンテンツを選んだりすることで、閲覧を行うようにしてもよい。キュレーションサイトサーバー30は、ユーザーが選択ボタンからコンテンツ配信サービスを選択可能としてもよく、あるいはユーザーが予めキュレーションサイトに表示させるコンテンツ配信サービスを登録可能とし、そのユーザーが閲覧可能な、あるいは閲覧をしたいと欲するサイトのコンテンツのみがリストに表示されるようにキュレーションサイトを構成してもよい。

40

【0087】

キュレーションサイトサーバー30は、複数のサイトのコンテンツがリストに表示されて、ユーザーが興味を示したコンテンツが、提供するサイトについてユーザーがまだ会員登録

50

録をしておらず閲覧ができない場合、リスト中のコンテンツをクリック等すると、このコンテンツ配信サイトへの入会方法を案内するページへジャンプするように、キュレーションサイトを構成してもよい。

【 0 0 8 8 】

[ユーザーからの情報投稿が近いものは除外をする]

先に説明をしたように、キュレーションサイトは、他のトレンドワードを提供するサイトから、現時点でのトレンドワードを提供されて、そのトレンドワードを含んだコンテンツを、コンテンツ配信サイトが保有するコンテンツ群から選択して、閲覧誘導用のリストに表示を行う。

ところで、トレンドワードを提供するサイトは、閲覧の制限がなく一般のユーザーがだれでも閲覧してトレンドワードを知ることができるのであるから、もしも、あるコンテンツの配信者（投稿者）、あるいはそのコンテンツを応援しているファンが、現在のトレンドワードが例えば「将棋棋聖戦」であることを知って、そのコンテンツに「将棋棋聖戦で見た！」などとコメントを投稿すると、そのコンテンツがキュレーションサイトのリストに表示されるかもしれない。そこで、意図的に、現在のトレンドワードを投稿して特定のコンテンツをキュレーションサイトに表示させる、という、本発明の本来の意図に反したアクションを防止するために、コンテンツ配信サーバー20の検索部25は、最近投稿されたコメント等の情報は、検索対象から除外してもよい。

例えば、コンテンツ配信サーバー20の検索部25において、あるワードがキュレーションサイトのリストに表示された時点以後の投稿情報を検索から除外したり、あるいは、現時点から一定期間さかのぼった時点までの投稿、たとえば24時間以内の投稿を検索から除外したりするなどすることが考えられる。

また、キュレーションサイトサーバー30において、検索結果から最近投稿されたコメント等にトレンドワードが含まれるコンテンツを除いて、キュレーションサイトのwebページを生成してもよい。

【 0 0 8 9 】

[投稿日時が一定以上古いものは除外をする]

本発明の顕著な効果は、「現在トレンドとなっているコトバに関連したコンテンツを、手軽にユーザーが見ることができる」という点であるので、あるコトバでコンテンツの投稿情報を検索してヒットした場合でも、投稿された日時が古い場合は、現在のトレンドワードとしての使い方ではない投稿である可能性があり、本発明の効果を減じる可能性もある。例えば、「将棋棋聖戦」というコトバで検索ヒットしたコンテンツであっても、コメントが10年前に投稿されたコンテンツである場合には、現在話題になっている棋士が登場しないコンテンツである可能性がある。

【 0 0 9 0 】

そこで、投稿された日時が一定以上古い投稿データ、たとえば1年以上以前あるいは一週間以上以前のデータを検索から除外してもよい。

【 0 0 9 1 】

[クチコミサイトを經由した、コンテンツの検索選択と表示]

先に説明をしたように、コンテンツ配信サーバーに蓄積されているコンテンツは、コメントなどユーザーが投稿可能な情報を受信し、コンテンツと関連づけて保存している。一方、映画やテレビドラマなど、いわゆるパッケージコンテンツを有料あるいは無料でユーザーへ配信するサイトでは、サイト内で、ユーザーからの感想文や応援メッセージの投稿である、いわゆる「クチコミ」を受け付ける機能がない場合がある。

ところで、コンテンツを配信しないサイトにおいて、上のような「クチコミ」を投稿受付けて閲覧に供するものが知られている。

例えば、「Y A H O O ! 映画」(<https://movies.yahoo.co.jp/>)は、映画作品について一般のユーザーが感想を投稿して閲覧可能としている。また「ちゃんねるレビュー」(<https://www.ch-review.net/>)は、テレビ番組について、同様に一般ユーザーからのクチコミ投稿を受け付けて閲覧公開している。

そこで、これら、クチコミ公開サイトが閲覧公開しているクチコミを検索対象として、もしもそれらクチコミにトレンドワードが含まれている場合に、クチコミが対象としている映画タイトルあるいは番組名を、クチコミ情報のURLなどから得て、上の説明と同様に、キュレーションサイトにリストアップしてもよい。

このように構成することで、コンテンツ配信サイトと、投稿情報閲覧サイトが分離している場合であっても、先に説明をした本発明の効果を同様に奏することができる。

【0092】

[過去の時点でのトレンドワードへの対応]

パーソナルコンピュータであるiMac(登録商標)が搭載するOS(オペレーティングシステム)は、「タイムマシーン」と呼ばれる機能を備えている(<https://support.apple.com/ja-jp/HT201250>)。このタイムマシンは、パーソナルコンピュータの本体に付属するHDD(ハードディスクドライブ)の記録内容を、時間情報とともに常に、外部のHDDでバックアップをしておき、もしもパーソナルコンピュータ本体にトラブルが発生した場合には、バックアップHDDから、読み出し可能な任意の時点でのデータを本体HDDへロードし、その任意の時点でのパーソナルコンピュータの記録状態を復元する機能である。

本発明の一実施形態として、現時点でのトレンドワードではなく、過去の任意時点でのトレンドワードを用いて検索を行い、過去の任意時点でのトレンドワードに適合したコンテンツへ閲覧誘導するようにしてもよい。キュレーションサイトサーバー30は、コンテンツ配信サーバー20へトレンドワードのリストを送信する際に、例えば、何時のトレンドワードであるかを示す日時情報と関連付けて送信する。トレンドワードの日時情報は、例えば、3時間前、昨日、2週間前、1カ月前、半年前、1年前、5年前...など、現在から過去に遡る期間を特定する情報であってもよく、過去の日付や時間(例:2000年1月1日0:00など)を具体的に示す情報であってもよい。コンテンツ配信サーバー20の検索部25は、トレンドワードの日時情報に基づいて、当該日時以前に投稿されたコメントやディスクリプション等にトレンドワードが含まれるコンテンツを検索することが出来る。

なお、コンテンツ配信サーバー20において検索対象とする投稿データは制限を設けないように構成してもよいし、あるいは、上で説明をした、過去の任時点よりもさらに過去に投稿された投稿情報のみを検索対象としてもよい。

【0093】

[トレンドワードとなりうるワードの予測]

閲覧数や検索数が上昇中であるなど、現在は上位のトレンドワードにはランクインしていないものの、今後かなり高い確率でトレンドワードの上位にランクされるであろうコトバを、上の上昇率から、あるいはAIの手法等を用いて予測し、早めに検索してコンテンツを閲覧誘導するようにしてもよい。

【0094】

[トレンドワードを含む投稿情報を、キュレーションサイトに表示する]

ユーザーがキュレーションサイトのリストを見て、トレンドワードに関連したコンテンツを閲覧しようとする場合、「このコンテンツは、このトレンドワードについてどのように言及した投稿情報がつけられているのだろうか」という点に着目して、そのコンテンツを閲覧するかどうか、判断する場合があると考えられる。

そこで、例えば、キュレーションサイトサーバー30のキュレーションサイト生成部34は、検索でヒットした投稿情報の全体の文章、あるいは一部の文章を、キュレーションサイトの、あるトレンドワードのリスト一覧に、投稿がなされたコンテンツとともに表示するようにキュレーションサイトを生成してもよい。この場合、キュレーションサイトサーバー30は、トレンドワードを含む投稿情報等の文章全文をコンテンツ配信サーバー20から取得してもよく、投稿情報等のトレンドワードを含む一部の文章をコンテンツ配信サーバー20から取得してもよい。

【0095】

10

20

30

40

50

[閲覧数が多いコンテンツを、リストの上位に表示する]

トレンドワードがヒットした投稿情報を有するコンテンツが多数あった場合に、キュレーションサイトサーバ30が、どのような順番で、あるいは何を優先して、コンテンツをキュレーションサイトのリストに表示するか、は種々の方法が可能である。

たとえば、トレンドワードに言及した投稿情報の有無に関係なく、もともと閲覧数が高いコンテンツはユーザーに人気があり、投稿者のフォロワーも多い場合が考えられるので、そのような人気のあるコンテンツを上位にリストすれば、閲覧するユーザーの満足度が高くなる可能性がある。

あるいは逆に、閲覧数が少ないコンテンツを上位にしたり、ランダムで表示を行ったりすれば、今のトレンドに十分に合致しているものの今までは埋もれていたコンテンツに出会える楽しみをユーザーは得られる。

あるいは、ニコニコ動画において、コメントの総数が多いコンテンツを上位としたり、トレンドワードを含んだコメント数が多いコンテンツを上位としたりしてもよい。

これら優先順序をどうするかは、固定的にキュレーションサイトサーバ30が設定をしてもよいし、あるいは閲覧を行うユーザーがプルボタン等選択操作で選択できるようにキュレーションサイトのwebページを生成してもよい。

【0096】

[ユーザーの属性に応じた、検索トレンドワードの選択]

世の中のトレンドに応じたコンテンツを選択できる、という点が本発明の一側面であるとはいえ、トレンドワードなどは、ユーザーの属性、例えば年齢、性別、職業、地域などで異なる可能性もある。

そこで、ユーザーの属性としてこれらをあらかじめ登録するなどして、閲覧をするユーザーによりフィットするトレンドワードを用いて検索を行うようにしてもよい。この場合、キュレーションサイトサーバ30は、例えば、検索プラットフォームサーバ10から、ユーザーの属性毎のトレンドワードのリストを取得してもよい。

【0097】

なお、本発明は、上記実施形態に限定されるものではなく、実施段階ではその要旨を逸脱しない範囲で種々に変形することが可能である。また、各実施形態は適宜組み合わせ実施してもよく、その場合組み合わせた効果が得られる。更に、上記実施形態には種々の発明が含まれており、開示される複数の構成要件から選択された組み合わせにより種々の発明が抽出され得る。例えば、実施形態に示される全構成要件からいくつかの構成要件が削除されても、課題が解決でき、効果が得られる場合には、この構成要件が削除された構成が発明として抽出され得る。

【符号の説明】

【0098】

10 ... 検索プラットフォームサーバ、20 ... コンテンツ配信サーバ、21 ... 受信部、211 ... 第1取得部、212 ... 第2取得部、213 ... 第3取得部、22 ... 生成部、23 ... 配信部、24 ... 配信制御部、25 ... 検索部、26 ... 記憶部、30 ... キュレーションサイトサーバ、31 ... 第4取得部、32 ... 第5取得部、33 ... 第6取得部、34 ... キュレーションサイト生成部、35 ... アップロード部、40 ... 配信者端末、50、60 ... 視聴者端末

10

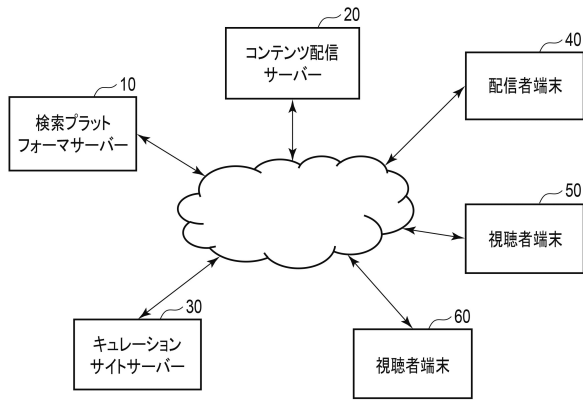
20

30

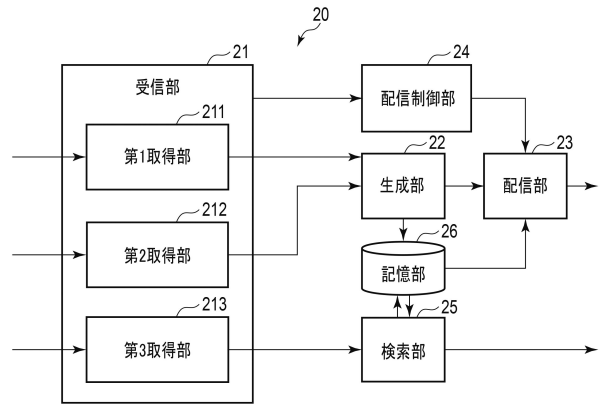
40

【 図面 】

【 図 1 】

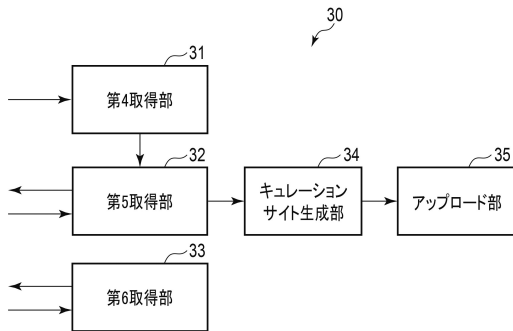


【 図 2 】

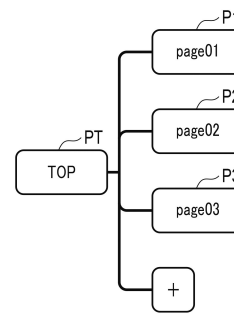


10

【 図 3 】



【 図 4 】



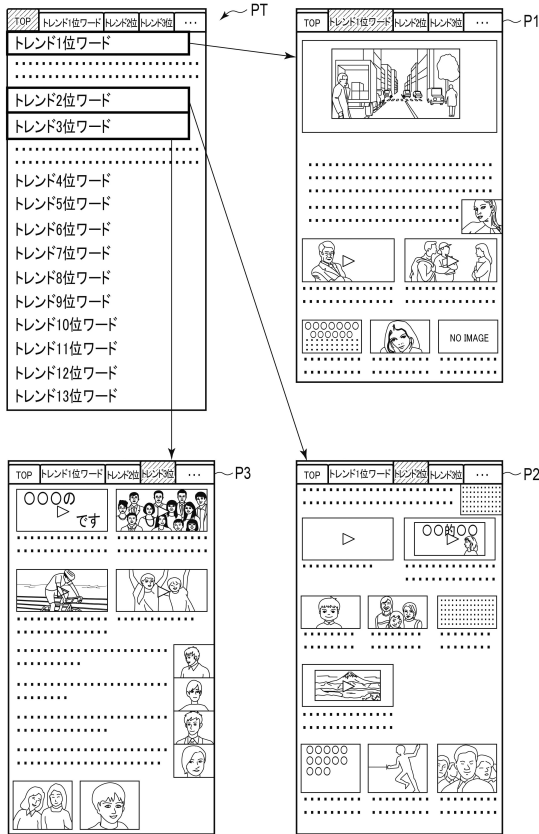
20

30

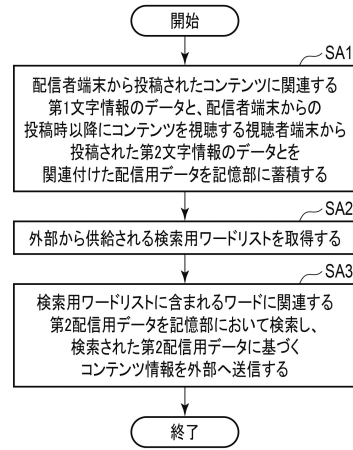
40

50

【 図 5 】



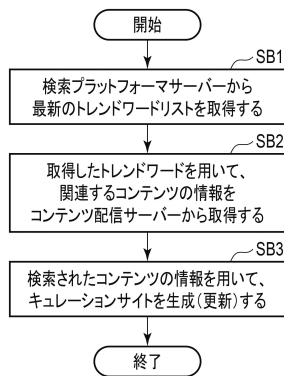
【 図 6 】



10

20

【 図 7 】



30

40

50

フロントページの続き

(72)発明者 古川 佑太郎

東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号 株式会社ダウンゴ内

F ターム (参考) 5B084 AA01 AA12 AA26 AB04 AB06 AB31 AB32 BA09 BB15 CC07
CC17 CD04 CD22 CE04 CE12 CF12 DB02 DC02 DC03 DC27
5C164 SB31P SB41S SD01P YA11